

あけましておめでとうございます

理事長 西田 良枝

今年で「とも」は設立10年目を迎えます。これまで、支えてくださったすべての皆様に心より感謝申し上げます。

市民団体であった時代を加えともう18年間活動してきたこととなります。やっと「とも」は市民団体ではなく地域福祉の向上を目的とした公益法人であることが理解されてきている実感を持てるようになりました。

10年近くさまざまな事業実績を積んでくることで、ほんとうにたくさんの新たな人たちとのつながりが増えました。毎年恒例になったクリスマス会も年々にぎやかになり、昨年は180人近くの人たちが参加してくださるほどになりました。

「とも」は、故・山本和儀先生のおっしゃっていた「たったひとりを支えきる」ことが普遍的なことに通じることと思って事業を行っています。ですから「個別支援」を大切にしています。その基本がパーソナルケアセンター事業です。

通所施設のような一定の同じ人が利用する事業体は行っておらず、誰もが必要なときに必要なメニューを自分で選んで利用できるような事業を行ってきました。そのことによって、支援が必要な人も生き生きと暮らせる街にするにはどうしたらいいか…考え合い、発信する基地としての役割を持ちたい、つまりは、「とも」の理念である「誰もが人権が守られ安心して暮らせる街をつくりたい」と願って合計16の事業を行っています。

例えば、緊急のときに連絡すると夜間いつでもヘルパーが駆けつける夜間安心訪問ヘルプは浦安市民みんなのセーフティネットの事業です。地域活動支援センターともは、主に障がいがある人の余暇を含めた活動拠点として、地域の人との憩いの場として、エコなお店としてみんなに開かれています。斎場売店は障がい者の就労の場としてハローワークで応募してきた人を採用しています。浦安市障がい児・者総合相談センターは支援が必要な全ての障がいがある人がアクセスできる相談センターです。また、障がい福祉課と共に事務局を行っている浦安市地域自立支援協議会はまさにみんなで議論しながら街をつくっていく事業です。

このように、市民団体であった頃願っていたこと。「障がいがあっても高齢で支援が必要になっても、子育てが大変なときも、誰もが地域の中で豊かに暮らしたい」それを実現するためには実践という手段が必要であり、「とも」のサービスはその手段として今年も多くの人にご利用いただければと思います。

職員一同、地域福祉の向上に今年も邁進したいと張り切っています！

今年も皆様にとって素晴らしい一年になりますようお祈り申し上げます。

「スウェーデンの福祉(3)」

2. スウェーデンの障がい児教育

スウェーデンの障がい児教育は期待していたのですが、実際に説明を受けると複雑な気持ちになりました。

視察の時期が、学校の夏休み期間と重なっていたため、普通学校での教育を見ることはできませんでした。ただし、トレーニングスクール（日本の特別支援学校）は、親の介護負担軽減のために夏休みが短い(!?)ため、見学することができました。トレーニングスクールは、通常の中学校と同じ敷地にあり、ここでも「場所統合」という言葉が使われていました。イベントの時には、中学校から生徒が「交流」に来るそうです。トレーニングスクールは、ストックホルム市内に7~8カ所あるということでした。わたしたちが見学した Vinstagardsskolan トレーニングスクールには、経管栄養の子も含む15人の重度重複障がいの子が通っていました。スタッフは、2人の特別教師、1人の音楽教師、1人の理学療法士、9人のアシスタント（介助員）の15人ということでした。日本の肢体不自由児特別支援学校が15人規模になったと想像していただけるとびっぴりくると思います。

スウェーデンでは、夫婦共稼ぎが一般的ですので、子どもたちは朝7時30分~9時まで朝の学童保育を利用して朝食を摂り、9時~14時30分まで学校での授業。14時30分~17時までが学童保育ということでした。学校には、様々な形状のスタビライザー（肢体不自由の子どもが立位を保つことができるようにする補助具）や、スヌーズレン専用ルームなどもあって、設備や備品は充実していました。

しかし、インクルージョン（障がいのある子もいない子とともに学ぶ教育）が進んでいると思っていたため、あまり日本と変わらない光景に驚いてしまいました。そこで、スウェーデンの障がい児教育について聞きました。

障がいのある子どもは、知的な障がいがないければ、重度の肢体不自由児も一般の学校の通常学級で学ぶそうです。でも、知的な障がいがある子どもは、肢体不自由との重複障がいも含めて、一般の学校の障がい児学級かトレーニングスクールで学ぶのが一般的だということでした。6歳になって学校に入学する時点で、特別支援教育が必要かどうかを、親と専門家が判定をするそうです。親が通常学級を希望した場合には、パーソナルアシスタント（介助員）をつけて通常学級で試行的に授業を受けます。それがうまくいってればよいのですが、うまくいかない場合には障がい児学級か特別支援学校になります。親の希望と専門家の意見が食い違う場合は、親が常に決定権をもっています。権利を守る法律になっているので、強制はできないということでした。知的障がいがあるなしで分ける理由は、「カリキュラムについていくことができないと教えることができないから」という説明でしたが、なんだか、日本でもよく聞く理由だと思いました。

しかし、日本と違うこともありました。それは、親の決定権が権利として法律で確立されていることです。スウェーデンでは、子どもの教育に関して親に最高の決定権があるということでした。従って、親の希望に反した学校へ就学させるということはありません。

今回の視察では、トレーニングスクールの教職員（教育サイド）のお話ししか聞く機会がありませんでした。親や本人たちは、教育の問題をどのように考えているのか聞いてみたかったなあと残念に思いました。

視察の最終日に、スウェーデンの障がい者団体連合会であるハンディキャップ協会の役員をしている視覚障がい者のスベンさんとウルフさんからお話しを聞く機会がありました。スベンさんに障がい児教育のことを尋ねると、「子どもは素晴らしい存在だ。障がい児が通常学級で学べるほうがよいと自分は思う。障がい児が別のクラスになって『変な子』と思われることを危惧する。大人が偏見を教えなければ、同じクラスであればクラスの友だちになれる。いろいろな考えがあると思うが、親が通常学級を選ばないとしたら、それはトレーニングスクールや障がい児学級に比べて、障がい児のためのリソースが足りないからではないか？」と言っていました。日本と共通した問題が、スウェーデンにもあることを感じました。

【曾根直樹】



場所統合されたトレーニングスクール
後ろは一般の中学校



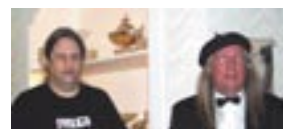
スヌーズレン専用ルーム



起立姿勢保持具の
スタビライザー



教室に張ってあった
運動会の写真



ハンディキャップ協会の
スベンさん(右)とウルフさん

浦安市地域自立支援協議会報告（10～12月）

全体会（第2回 10月28日開催）

委員32名が参加。今年度最後の全体会では、各プロジェクト会の活動状況が報告され、浦安市障がい児・者総合相談センターより浦安市障がい者総合相談支援事業の上半期の活動報告を行いました。

相談支援事業の活動報告では、相談から見えてくる地域の課題や代表的な事例をマンガ形式で紹介し、多様な機関と連携しながら一人ひとりの生活を支える相談支援活動が地道に展開されていること、相談支援を利用する障がいのある当事者とその家族は年々増加していることをお伝えしました。

委員の方から、市内にどんな社会資源があるのか地域住民も知らないことがある。どのような機関が、どんな役割を担っているのか一目瞭然でわかる社会資源マップのようなものがあれば、地域住民も「誰もが暮らしやすい街づくり」に協力できるのでは…という意見が出されました。

幹事会（10月26日・11月26日開催）

引き続き、障がいのある方の住まいの問題について議論。障がい福祉課より西宮市の障がいのある方の住まいについての視察報告を行いました。浦安市のグループホームの運営状況の確認や横浜市のグループホーム運営補助基準との対比を行い、家賃の高い浦安でケアホームやグループホームなど住まいの資源を増やすための仕組みについて議論しました。事業者支援・制度プロジェクトで議論となった宿泊を伴う移動支援利用についても活発に議論されました。委員からは「移動支援で映画を見に行っても、その人の状況によっては、“映画鑑賞中に介護が発生しない”と判断され、ヘルパーさんが利用者さんと一緒に映画を見ている時間は、サービス提供時間としてカウントされないため、ヘルパーさんは、障がいのある利用者さんを館内に残して、サービスを一旦終了しなければならない状況がある。障がいのある当事者にとっても、事業者にとっても、本来、社会参加と余暇を支援するための制度であるはずが、非常に使いにくい状況になっている。」と投げかけがありました。宿泊を議論する前に、移動支援事業をどう捉えるかの“そもそも論”の議論が必要ではないかと問題提議がされました。

就労支援プロジェクト（11月9日開催）

千鳥地区の障がい者等就労支援施設の説明会のあと、障がいの重い人への就労支援について引き続き検討されました。先進的な生産活動を行っている生活介護事業所の実践や、高校卒業後の障がいの重い人へ就労訓練や生活訓練を提供する社会資源の不足が指摘され、企業と福祉的就労の場との連携により、障がいの重い人たちも働ける仕組みが市内の企業とタイアップして検討できないかという提案もありました。

啓発・広報プロジェクト（10月29日開催）

2010年1月10日（日）、浦安市地域自立支援協議会 啓発・広報イベント「生き生きと暮らせる街 浦安の実現を目指して」が開催されます。松崎市長による「浦安の福祉はスウェーデンを越えられるのか」～スウェーデンに学び浦安流福祉を考えてみよう～が14:00から文化会館大ホールで行われます。私たち、一人ひとりの生活にかかわる大切な講演内容です。この機会に、皆さんと一緒に浦安の福祉について考えたいと思います。乗馬セラピーも昨年同様、第2庁舎横のゲートボール場で9:30から行います。

特別支援教育プロジェクト（11月24日開催）

今回のプロジェクト会は発達支援に関する各支援機関の役割と連携などについて議論されました。現在、学校では保護者とともに、その子に応じた個別の指導計画が作成されつつあります。しかしながら個別の指導計画については、特別支援教室の取り組みが通常学級より優先されているのではないかと学校や学級によって「個別」の内容に差があるのではないかと議論がなされました。また学校で担任の対応に関して、保護者が困っている事例も具体的にあがり、保護者が声を出して伝えることが重要だということも共有されました。障がいのある子どもの成長は小学校・中学校などの期間に限定されて考えるものでなく、生まれてから就労までのライフステージ全般にわたって考えるべきものであり、そのためには就学前～就学後～高校～就労の各ライフステージを子ども発達センター、まなびサポートセンター等の機関がどのように連携し、支援に一貫性をもたせて個別支援計画を作成するか、などの課題が見えてきました。

【浦安市障がい児・者総合相談センター 矢富】

—「とも」のスタッフがそれぞれの立場から「ともの今日」をお伝えします—

こども
ともの「今日」

「とも」の本部事務所を紹介します

「とも」には、今川にある本部事務所以外に4つの拠点があります。

それぞれの拠点で事務作業はありますが、今回は本部の事務に焦点を絞って紹介させていただきます。本部の事務は、6つの部門で構成されています。職員の雇用・退職に関わる手続き、教育、人事考課などを担当する「人事」。請求業務や日々の現金出納を行う「経理」。利用予約の電話受付とケアスタッフの勤務調整を行う「予約センター」。法人の運営に関わる事業の公募や助成金取得などを立案する「企画」。法人の年中行事や広報を担当する「法人本部」。部署を特定できない様々な仕事を行う「総務」。このように書くと、かなり多くの事務員がいると思われるかもしれませんが、実際の人数は非常勤職員も含めて8人です。2つ以上の部門を兼務していたり、ケアスタッフ兼事務の職員もいます。一般的な事務のイメージは、毎日決まった仕事を行い、決まった時間に帰る、というものかと思います。しかし、実際にはルーチンワーク以外の業務が日々発生します。例えば経理は、制度変更・改訂があると、提供サービスごとの単位数（利用料）を修正したり、電子請求システムを更新したりします。また、「とも」は利用者の方々のニーズを満たすために、常に進化し続けており、そのための事務作業もあります。企画・総務では、新規事業公募への参加や職員の質を高める研修・助成金申請などが挙げられます。その他、人事では「とも」で働きたい方・興味がある方の採用面接・見学の対応。予約センターでは職員が体調不良の時に急な勤務調整やインフルエンザ流行時の対応を利用者さんへ連絡したりしています。一日として同じ業務だけを行う日はありません。

部門を超えて協力し合うこともあります。介護給付の請求業務では、申請ミスを防ぐため、経理だけでなく、総務でも確認作業を行います。クリスマス会・お花見などのイベントで案内を送信する時には、封入作業やラベル貼りを事務員全体で行います。その他にも、1部門だけでは処理しきれないことがあれば、部門に囚われず業務に当たります。

利用される方々が安心してサービスを受けられる。職員が充実して働ける。そんな「とも」であるための屋台骨。そんな事務でありたいと思います。

【総務部・法人本部 福永】

〈編集後記〉障がい者総合福祉法も、財源問題を避けては自立支援法の根本的問題が解決しないのでは？と思う今日この頃【そ】